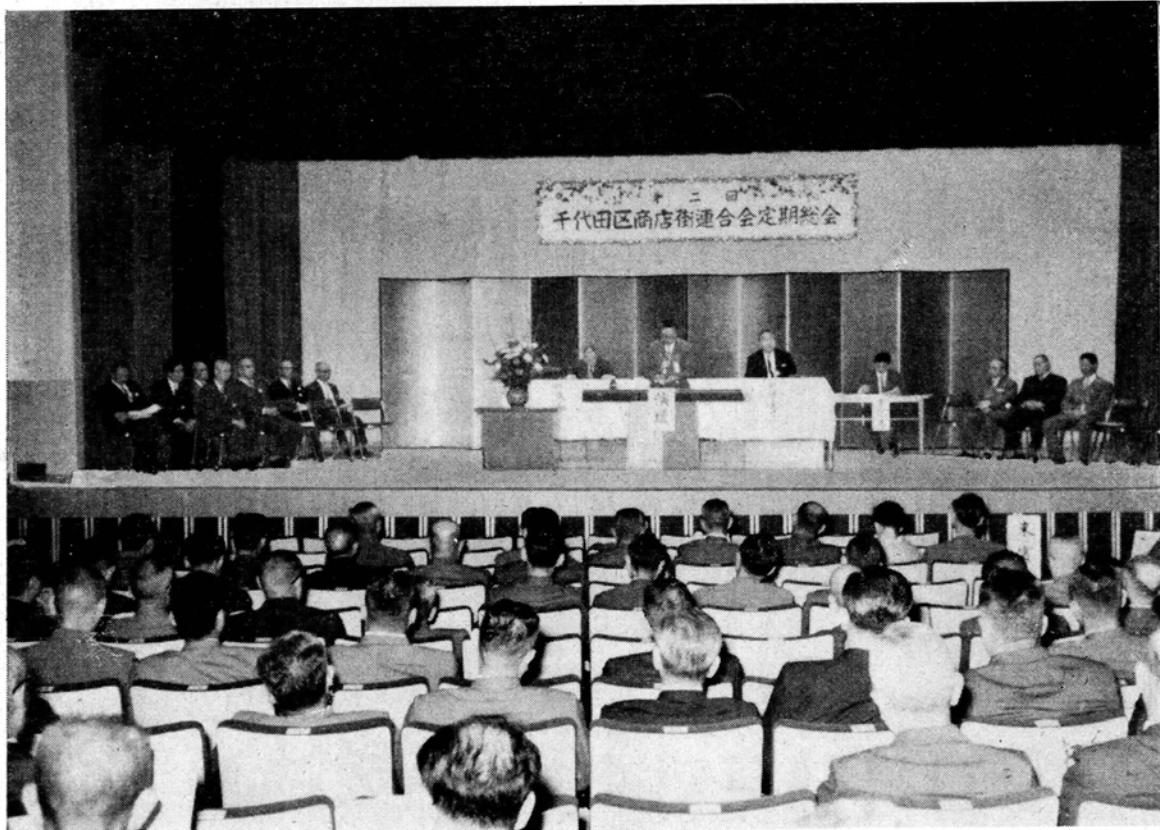


区のおくらせ

No. 201



区商連で総会

40年度の事業決まる

区商連では、5月19日午後2時から総会を開き、40年度の事業計画を次のとおり決めました。

主な事業

- ▽不燃店舗建築の促進
- ▽従業員福利厚生施設の調査研究
- ▽経営講習会
- ▽従業員夏期研修会
- ▽千代田まつり
- ▽優良従業員表彰
- ▽従業員レクリエーション

△佐久間町一丁目町会長
新 山中利介氏（神田佐久間町
一十九）⁽²⁵³⁾四一五一
旧 若林民雄氏

戸氏は、福岡戸氏の誤りでした。
深くおわびします。

日本国際貿易促進地方議員連盟
代表団の一員として、中華人民
共和国の政治、経済、文化等諸
事情を観察し、あわせて日中經
済交流の促進をはかるため、約

なお、以上の方のほか法律相談は十一名、行政相談員は一名です。

監査委員事務局では、5月27日、29日、31日の四日間、区教委事務局と図書館の随時監査を行ないました。

町会だより

田一^{タチ}(88)五五七
田一持田光太郎氏
▽須田町一丁目南部町会長
新石川峰一氏(神田須田町
二十八)^引(引三六〇)

金井學園七生自然學園を視察しました。

新吉田聖一氏(平可町二、七)
行政相談員
旧今井常一氏

事業計画などを決めました。また、区内の篤志家十一名二団体に対し感謝状を贈りました。なお、40年度の事業計画の重点的



ためになつた人形劇

友だちとつれだつてこども会にやつてくたち、わたくしたち。人形つかいのお手品やゲーム遊び、人形のつかい方教わつたので、今日来なかつたお友だせてあげようと思いました。

は、おもしろく、一人では抜けない大四人で力を合わせれば抜けるというお大変ためになりました。

に、区役所のおねえさんたちから、チケットをもらつてみんなうれしそうにもつてお家で食べました。

野外こども会の日どり

日鉢町児童遊園▽25日同愛児童遊園▽神田公園▽29日秋葉原児童遊園▽30日寺児童遊園▽7月1日今川中学校

一ヵ月間、中国を訪れ、5月25日、午後8時35分無事帰国しました。

岩本町地区のみなさんへ

7月1日から、岩本町地区が新しい住居の表わし方になります。

このため、区では、5月上旬から同地区のみなさんに通知書を配り表示板を取り付けました。

表示板の取付け作業は、みなさんのご協力により、円滑に完了しましたので、厚くお礼申し上げます。

7月1日から、住居のあらわし方は、必ず新しい住居の表わし方でお願ひします。

(チカイエカ)が発生しやすい汚水
そうなどの水たまりがあります。
管理者のみなさんには、面倒でも
これらの水たまりはできるだけは
い水し、「カ」の出入ができるない
よう処置をお願いします。どう
してもはい水できないところは、
殺虫剤をまいてください。
カやハエなどの害虫駆除について
の相談は、区民部区民課保健衛生
係へお問合せください。

本
が
読
み
た
い
と
き
は
出
張
所
へ

私たちが、社会人となつたことをはじめて自覚するときは、ひとりだちしてその資格を認められたときではないでしようか。

そして、それは、まさに満二十才をむかえ、成人となつたときだと思います。

今号では、そうしたときに、みなさんに知つてほしいことについてお知らせしましよう。

成人のお祝いをします。

ことだと思います。

区では、その年に満二十才をむかえるひとびとを対象として、毎年1月15日に「成人の日のつどい」をもよおしています。成人になるということは、はじめて社会人として認められることになり、このことをそれぞれのひとが、自覺し責任を感じる

ことのために、当日は、講演や画によつて、有意義な一日を過ごしてもらおうというわけですが、なお、このつどいに参加していただくひとびとにいては、の係からあらかじめ案内状をしあげることになつています。

(1) 前年に所得があつたひと
(2) 1月1日現在、千代田区に住んでいたひと

したがつて、これにあてはまるひとは、納税の義務があるわけですが、未成年者などの場合は、所得が二十二万円以下では、非課税となります。満二十才になると、この制限がなくなります。

これらのひとびとに、5月から6月にかけて、勤務先あるいは区役所から納税通知書がお手元に届きます。

納めていただく方法には、つぎの二種類があります。

(1) 特別徴収

は税額の出しかたが変わったのではなく、そのうち、特別区民税分だけが区の収入になつたためです。区民税については、つぎの窓口でとりあつかっています。

—総務部税務課

課税第一・第二係—

区のおしらせ

選挙人名簿の登録申出をしました。

国民のみなさんから納めていた
だく税金で大部分まかなわれて
いることは、ご存知のとおりで

して、6月から翌年の3月までの十回にわたり給料からさしひかれます。それを会社が

区のおしらせ

ことしもなにとぞ、納税にご協力ください。



区民税第一期分は

6月30日までです

40年度の特別区民税・都民税(個人分)の第一期分の納期は、6月30日までです。給与から区民税をさしひかれる方以外の方に、納稅通知書を6月中旬ごろ、お手もとにお届けします。

法律などの改正により、今年度から、今までの区民税を、区民税分と都民税分と、べつべつに計算します。

7月1日に予定されている参議院議員選挙をひかえ、区選管ではボスター掲示場の場所選定をいそいでいましたが、区民のみなさんの理解と協力をいただき、百七ヶ所の場所が決まりました。

この掲示場には、横約七尺、縦二

納期のきていらない分を、あわせて早く納めた方には、報奨金が

出ます。くわしいことは、納稅

通知書に「報奨金についてのお

知らせ」を同封してありますか

ら、ご覧になつてください。

有権者へ花のタネを

区選管では、6月21日午前10時から、花のタネ、ポリエチレン製ゴミ入れ袋やゴム風船などを、街頭で有権者のみなさんにくばります。

これは、7月4日に行なわれる予定の参議院議員選挙の棄権防止として行なうものです。

くばる場所

午前10時から11時 神田須田町

交叉点

午前11時から12時 国電お茶の水駅前(お茶の水橋際)

午後1時から2時 麻町四丁目

交叉点

公営ボスター掲示場

の管理に皆さんの協力を

国民年金に入っている方へ

アスファルトコンクリート被覆工事

神田駿河台四一六先から神田淡

路町二一九まで、約二百七十戸

工期は5月下旬~6月下旬

▽被保険者または被保険者の世帯員のいずれかのひとが、生活保護法による生活扶助以外の扶助

▽所得がない

▽障害者または寡婦であつて、前

▽年所得が十五万円以下

▽保険料を納めることができない

▽年金手帳とほんこをもつて、申込み

お出ください。

日間附近の皆さんにご不便やご迷惑をおかけしますが、次のことにについてご協力を願いします。

▽この掲示板は、参議院議員選挙候補者(地方区)以外の方は使用できません。

▽掲示板をこわしたり、ボスターをやぶつたりすると罰せられます。

▽届出用紙は、区役所にありますから、国民年金証書とはんこを示板がこわれていたら、すぐ区選管(24)○一五一(内線2424)夜間は(03)一七〇〇)にご連絡ください。

▽所得がない方へは、アスファルトコンクリート被覆工事

▽神田駿河台四一六先から神田淡路町二一九まで、約二百七十戸

工期は5月下旬~6月下旬

▽被保険者または被保険者の世帯員のいずれかのひとが、生活保

護法による生活扶助以外の扶助

▽所得がない

▽障害者または寡婦であつて、前

▽年所得が十五万円以下

▽保険料を納めることができない

▽年金手帳とほんこをもつて、申込み

お出ください。

体育係へ

福祉年金をもらつてている方は老令・障害・母子・準母子年金をもらつていている方は、6月30日までに、前年の所得状況届を出します。この届けを出しませんと、これらの福祉年金はもらえなくなります。

▽身体障害者に扱つてもらうには

私たちには、私の養母(七十七才)を扶養しています。養母は五十才頃から両眼が悪くなり、現在も眼鏡者にかかります。一ヵ月前から病状が思ひしくなく、盲人のようになります。

医者は、気ながに治療すれば、なおるといつてくれますが、治療費もかかりますので、身体障害者として扱つていただけないでしょうか。その場合、手続きはどうしたらよいでしょうか。

医者は、気ながに治療すれば、なおるといつてくれますが、治療費もかかりますので、身体障害者として扱つていただけないでしょうか。その場合、手続きはどうしたらよいでしょうか。

▽身体障害の程度が固定した

もののかどうか、又は進行の度合により、適用する法律が違つてきます。とりあえず千代田区福祉事務所へいって相談してください。福祉事務所では、事情をよく聞いたうえで生活保護法、身体障害者福祉法、国民年金法などにより、必要な援助をします。また必

区民のひば

問

身体障害者に扱つてもらうには

▽私たちには、私の養母(七十七才)を扶養しています。養母は五十才頃から両眼が悪くなり、現在も眼鏡者にかかります。一ヵ月前から病状が思ひしくなく、盲人のようになります。

医者は、気ながに治療すれば、なおるといつてくれますが、治療費もかかりますので、身体障害者として扱つていただけないでしょうか。その場合、手続きはどうしたらよいでしょうか。

医者は、気ながに治療すれば、なおるといつてくれますが、治療費もかかりますので、身体障害者として扱つていただけないでしょうか。その場合、手続きはどうしたらよいでしょうか。

▽身体障害の程度が固定した

もののかどうか、又は進行の度合により、適用する法律が違つてきます。とりあえず千代田区福祉事務所へいって相談してください。福祉事務所では、事情をよく聞いたうえで生活保護法、身体障害者福祉法、国民年金法などにより、必要な援助をします。また必

要な手続きもくわしく教えてくれます。